

1. 件名：「廃止措置に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所1，2号炉 廃止措置計画（変更）認可申請）【3】」

2. 日時：令和元年11月1日（金） 13時30分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、池田廃止措置専門官、立元保安規定二係長

技術基盤グループ

システム安全研究部門

山本上席技術研究調査官、岩橋技術研究調査官、小澤技術研究調査官

シビアアクシデント研究部門

新添技術研究調査官、鈴木技術研究調査官、林田技術参与

核燃料廃棄物研究部門

川崎参与

九州電力株式会社 原子力発電本部 廃止措置統括室長 他9名

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社から、令和元年9月3日に提出された、玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画認可申請及び1号炉廃止措置計画変更認可申請について、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、(1)の説明に対し、以下の主な点を含め、今後引き続き確認することとした。

- ・使用済燃料のクリープ評価における燃料被覆管の材料の説明
- ・使用済燃料ピットの未臨界性評価の中で、SCALEコードのベンチマーク解析におけるケース数等の説明
- ・使用済燃料ピットの未臨界性評価のうち、ラック内燃料偏心の説明の中で、不確定性が大きくなるモデルの説明
- ・使用済燃料ピットの大規模漏えい時の周辺公衆の被ばく評価において、使用済燃料の冷却条件

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨回答があった。

6. 配布資料

- (1) 玄海原子力発電所 1, 2号炉廃止措置計画(変更)認可申請第3回ヒアリング説明資料リスト
- (2) 玄海原子力発電所 2号炉廃止措置計画認可申請書について【添付資料六:追補】
- (3) 玄海 1, 2号炉廃止措置に関する第2回ヒアリング提出資料の見直し事項
- (4) 玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について
- (5) 玄海原子力発電所 2号炉廃止措置対象施設、解体対象施設の考え方について
- (6) 玄海原子力発電所 2号 維持管理対象設備について
- (7) 玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設の考え方について
- (8) 玄海原子力発電所 1号炉 維持管理対象設備について
- (9) 玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について
- (10) 【補足】SFP 水大規模漏えい時の周辺公衆の被ばく評価における線源条件について